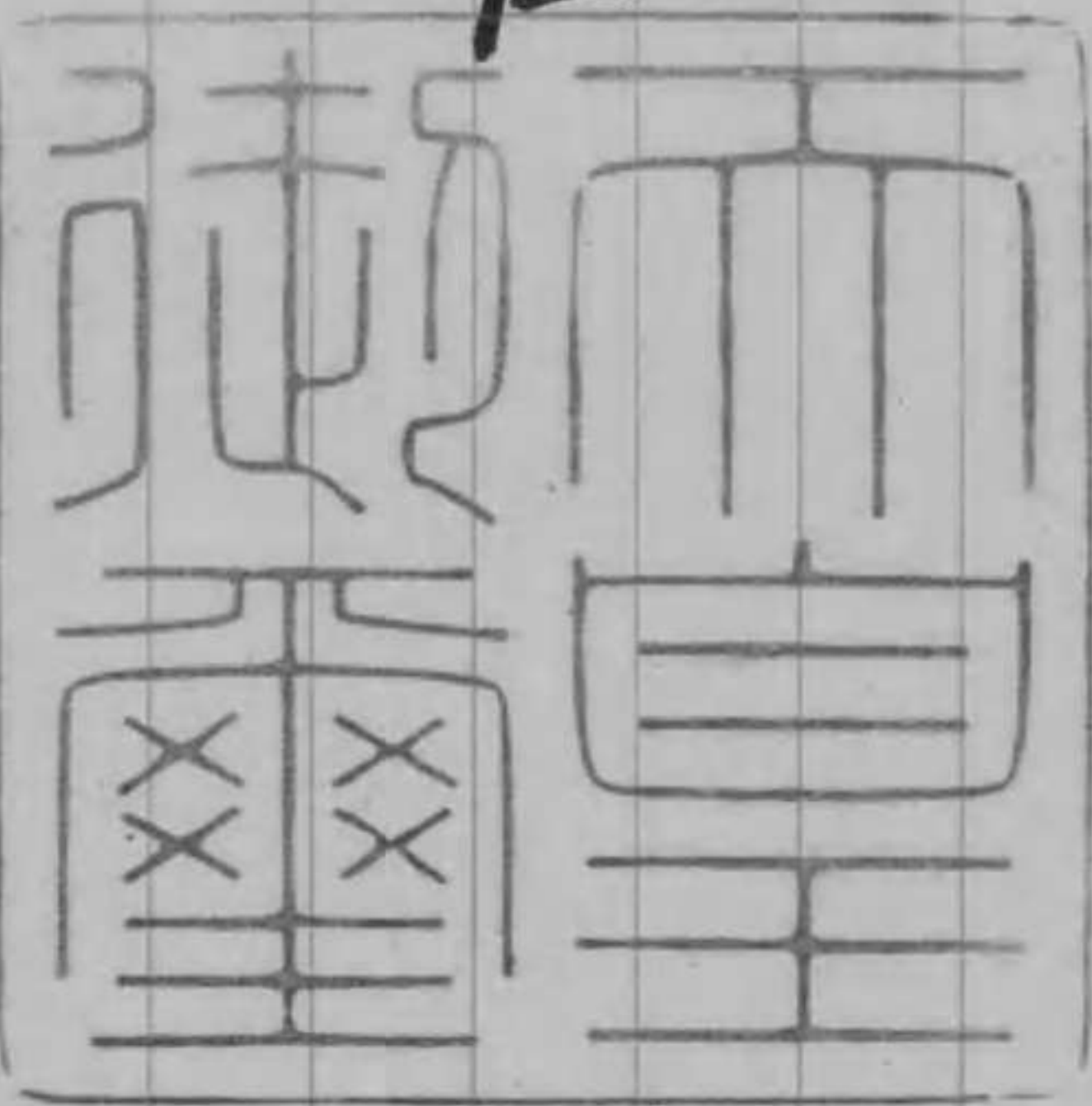


裕仁



奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置
等に関する法律の施行期日を定める政令をここ
に公布する。

昭和二十八年十二月二十四日

内閣総理大臣

吉田

茂

内閣

閣

政令第四百号

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行期日は、昭和二十八年十二月二十五日とする。

総理府

内閣総理大臣

吉田 茂

法務大臣

犬養 健

外務大臣

岡崎 勝男

大藏大臣

小畑 栄一

文部大臣

大塚 史郎

内閣

文部大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

大藏大臣

内閣総理大臣

内閣総理大臣

厚生大臣

厚生大臣

農林大臣

農林大臣

通商産業大臣

通商産業大臣

運輸大臣

運輸大臣

郵政大臣

郵政大臣

内

閣

逓進大臣 新田十一郎

鑿鑄大臣 小井孝公

世商産業大臣 藤田忠雄

農林大臣 新保文

學士大臣 三浦武夫

労働大臣 小坂善五郎

建設大臣 戸塚九一郎

内閣